

一般電力契約に関する仕様書

1 概 要

- (1) 件 名 仙台市南蒲生浄化センター電力需給
- (2) 需給場所 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 仙台市 南蒲生浄化センター
- (3) 業種及び用途 下水処理場

2 仕 様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 60,000 V
 - ウ 計量電圧 60,000 V
 - エ 周波数 50Hz
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力（常時供給分）6,700 kW（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量は、募集要項 8（4）にて提供する「令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月の電力使用量（30 分値）」及び「オンサイト PPA 事業（令和 9 年 2 月運転開始予定）による想定発電量（30 分値）」によるものとする。
 - ウ 力率は、99%とする。
- (3) 契約期間は、令和 7 年 10 月 1 日 0 時から令和 13 年 9 月 30 日 24 時までとする。
- (4) 電力量の検針は、毎月 1 日とする。ただし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は一般送配電事業者が設置した計量器により記録された値によるものとする。
- (5) 需給地点は、需給場所の特高受電棟とする。
- (6) 保安責任分界点は、ガス絶縁型開閉装置の 1 次側端子接続点とする。
- (7) 財産分界点は、長幹がいしの固定プレートとする。
- (8) 計量場所は、需要場所の特高電気室内とする。
- (9) 代金の算定は、毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする。
- (10) 料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制等、各社ごとに設定すること。また、電力料金の算定にあたり当該区域の旧一般電気事業者が一般需要者に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行うものとする。なお、毎月の料金の算定にあたり、必ず燃料費等調整を行うこと。
- (11) 力率は、当該月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入する。）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率を 100 %とする。）平均力率の算定式は以下のとおりとする。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年、翌年度に適用される全国一律の国が定めた単価とする。

3 その他

- (1) 本契約における需給施設は年中無休である。
- (2) 一般送配電事業者が取付けているもののほかに料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等がある場合はすべて受注者の負担において取り付けすること。また、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする。施工に停電が必要な場合は、本市が指定する日時に行うものとし、停電に伴う費用についても受注者の負担とする。
- (3) 予備供給体制の確保
受注者の発電設備等の事故などにより電力の供給が不能となった場合には、当該設備の速やかな復旧が可能となるような効果的な体制を確保し、また、予備の発電設備による電力の供給等、災害等電力供給事故に備えること。ただし、このことによる特別料金は別途支払わないものとする。
- (4) 季節条件等の変動により電力使用計画を大きく上回る電力を購入する場合にも内訳書の単価を適用すること。
- (5) 力率の変動，その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の需給条件については甲乙協議により定める。
- (6) 系統連系の発電設備有り（売電無し）
ア 太陽光発電設備 パワーコンディショナ出力計 630kW
イ 小水力発電設備 定格出力 109kW

以上